

## 平成 23 年度第 7 回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 会議録

日時：平成 24 年 2 月 15 日（水）午後 1 時 30 分

場所：八戸市公民館 2 階 会議室 1・2

### ●出席委員（16 名）

坂本部会長、岸原副部会長、豊田委員、山本委員、中村委員、澁田委員、小ヶ口委員、金谷委員、浮木委員、分枝委員、千葉委員、斎藤委員、古館委員、高山委員、嶋守委員、平委員

### ●事務局

松浦市民健康部長、工藤福祉部長兼福祉事務所長

大石福祉部次長兼障がい福祉課長

【高齢福祉課】梅内高齢福祉課長、長谷川地域包括支援センター所長、嶋森副参事、木村主事

【介護保険課】日山介護保険課長、田茂副参事、榊原主幹、松村主査、大里主査、吉田主事

事務局（榊原主幹）：ただいまから平成 23 年度第 7 回介護・高齢福祉部会を開会いたします。本日は、全委員出席となっております。それでは、議長は部会長に務めていただきます。坂本部会長お願いいたします。

議長（坂本部会長）：それでは、会議に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日は、第 7 回目の部会ということで、今まで積み重ねてまいりまして案としてできた第 5 期八戸市高齢者福祉計画を含む 4 件の議事について御審議いただきます。第 5 期計画については、すでにパブリックコメントを実施いたしまして、一部修正を加えたところもあるようでございますので、それらの説明を受けて御審議いただきます。そして、今回の部会で第 5 期計画の決定をいたしたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。また、今回が今年度の最後の部会となる予定でございます。委員の皆様方には、これまで熱心な御審議をいただきましたことに、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。本日の審議につきましても、皆様方の御協力をお願い申し上げ、御挨拶といたします。それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

(1)の第 5 期八戸市高齢者福祉計画について、事務局から説明をお願いします。吉田主事。

事務局（吉田主事）：介護保険課の吉田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。私からは、(1)の資料 1 について御説明させていただきます。まず、(1)の資料 1、パブリックコメントの実施結果についてとなっております資料を御覧ください。今回、第 5 期八戸市高齢者福祉計画を策定するに当たりまして、市民等の意見を反映させることを目的とするため、去る 1 月 25 日から 2 月 8 日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。概要につきましては、資料のとおりとなっております。3 の(1)の公表場所については市庁本館・別館受付、市庁本館市政情報コーナー、介護保険課、高齢福祉課、南郷区役所市民生活課、各支所及び各公民館となっております。(2)の周知方法につきましては、公表場所での閲覧、市ホームページへの掲載、報道機関への公表となっております。なお、実施結果についてですが、一番最後に記載してございますけれども意見はございませんでした。以上で説明を終わります。

事務局（嶋森副参事）：引き続き御説明申し上げます。高齢福祉課の嶋森と申します。座って説明させていただきます。昨年 10 月に、高齢者住まい法の改正により始まったサービス付き高齢者向け住宅について説明いたします。初めに、(1)の資料 2 の 1 枚目のほうを御覧ください。サー

サービス付き高齢者向け住宅について、まず初めに、サービス付き高齢者住宅とは、高齢者の単身、夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まいで、高齢者にふさわしい環境、バリアフリー、一定の面積、設備と見守りサービス、ケアスタッフによる安否確認や生活相談サービスが整った住宅施設となっております。所管省庁と法的根拠については、国土交通省、厚生労働省が所管する高齢者住まい法の改正により、平成 23 年 10 月から県への登録をスタートいたしました。登録基準といたしましては、各専用部分の床面積は、原則として 25 ㎡以上。ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は 18 ㎡以上となっております。また、各専用部分に、台所、水洗トイレ、収納設備、浴室を備えるもの。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所、収納設備、浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されれば各戸に台所、収納設備、浴室は備えずとも可となっております。また、バリアフリー構造。以上、3 つが登録基準となっております。具体的なサービス内容は、ケアの専門家といわれる社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業者のケアマネや医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、ホームヘルパー 1 級から 2 級の資格を持つ人が日中建物に常駐し、安否確認サービスや生活相談サービスを提供することが必須となっております。また、上記サービスの他に、介護サービス、訪問介護サービスですとか訪問看護、デイサービス、居宅介護支援事業所、また、医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合がございます。整備費に対する補助内容ですが、この事業には補助がございます。新築建設費の 10 分の 1、改修費の場合は 3 分の 1、国費の上限として 1 戸当たり 100 万円となっております。主な要件といたしましては、サービス付き高齢者向け住宅に 10 年以上登録すること、入居者の家賃が近傍同種の住宅の家賃とバランスがとれていること、家賃等の徴収方法は前払い方式に限定されていないこととなっております。次に、(1)の資料 2 の 2 枚目の表になっているものを御覧ください。こちらは、申請から事業着手までの流れでございます。平成 23 年度におきましては、事業者が県に登録する際、市町村へ内容の確認がございましたが、下の段になりますけれども平成 24 年度からは、県に登録された事業所が市町村へ通知されるということになります。なお、この項目については第 5 期八戸市高齢者福祉計画の 98 ページに追記しております。

事務局（吉田主事）：引き続き、(1)の資料 3、第 5 期八戸市高齢者福祉計画の修正について御説明いたします。まず、1 の第 6 回介護・高齢福祉部会における委員の意見への対応について、前回第 6 回部会におきまして計画案を提示いたしました。77 ページの下の図の高齢者施策の中で「誰もが安心と生きがいを持って暮らせる」とありますが、「誰もが」とは障がいを持った高齢者も含む概念であってほしい。また、第 5 期計画の中に、障がいを持った高齢者も含んだ施策を明確にしてほしいとの御意見がありました。御意見に対する対応といたしましては、「誰もが」とは障がいを持った高齢者も含む考え方となっており、介護保険制度上も障がいを持った高齢者は排除されていないものであります。また、第 5 期計画の主要施策であるサービス基盤整備についても、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護のサービスについて、他の委員の皆様の見解も踏まえまして、障がい者や若年性認知症への対応など特色あるサービス基盤の整備も可能とする観点から、認知症対応型共同生活介護にあつては 9 床の新設又は増床、認知症対応型通所介護にあつては 1 か所 12 床の新設とし、いずれも公募により選定する計画としています。公募選定要綱は、平成 24 年度以降に本部会におきまして審議の上、決定していた

だくため、その際に具体的な内容が示されるものと考えております。次に、2の精査による記載の修正について、前回の部会におきまして提示した計画案について精査を行った結果、修正がございました。修正内容については、資料に記載のとおりとなっておりますが、ここに記載のない部分について追加の修正部分がございますので御説明いたします。八戸市高齢者福祉計画の6ページになりますけれども、介護・高齢福祉部会の内容につきまして、一番下になりますが第16回の会議内容に、(4)として介護予防支援業務委託事業者の承認についてを追加することといたしますので、御報告させていただきます。それでは、(1)の資料3の2のほうに戻りまして、この中で④の部分について、特別養護老人ホーム等における一部ユニット型施設についてユニット型部分とそれ以外の部分とで別施設として指定される法改正に伴い、ハピネスやくらの16床と光葉園の9床について、29人以下の部分は市が指定を行う地域密着型事業所となります。これに伴う利用者数等の数値について修正いたしました。次に、3のその他について、121ページの「③保険料必要額の算定」こちらの表の(E)財政安定化基金取崩額についてですが、現時点では未定のため、県のほうから情報提供があり次第記載することとしております。以上で説明を終わります。

議長（坂本部会長）：ただいま、パブリックコメントの実施結果、市民の方からはなかったということ、サービス付き高齢者向け住宅の説明をしていただきました。それから、第5期の高齢者福祉計画について、委員の皆様から前回までに要望があったところも含んで修正があったという説明でありました。委員の皆様から、ただいまの3つの説明に対して御質問、御意見ございますでしょうか。

分枝委員：私からは御礼と確認事項ということで2つ、資料3にある今回の高齢者福祉計画の修正について、文言のところでの記載をしっかりと対応いただきましたことに御礼を申し上げます。障がい者団体のほうに対しても、私のほうからこの旨伝えておきます。また、2つ目として確認事項ですけれども、パブリックコメントにはなかったようですが、認知症対応型通所介護の1か所12床新設ということに対して、私のほうに事業者の方から確認をいただきたいという要請がありましたので、ここでちょっと申し上げさせていただきたいと思っております。平成18年4月から認知症対応型通所介護がスタートしたわけですけれども、3期計画において、この事業がスタートするときには八戸市のほうとして事業者に対して定員のことでの要請があって、12床が10床になって進められたということの意見が寄せられております。当時の理由としては、この通所介護の事業所が全国と比較して上回っているということと、介護保険料4,800円と高いレベルなので保険料に影響があるという2点のことで、12床希望していたけれども10床という事情があったということ、私のほうに審議会でも確認していただきたいという要請がありました。これについて、6年も前のことですので詳しい事情等なかなか調べにくいこともあろうかと思っておりますけれども、こういうふうな意見もあるということで、今答えられる範囲で結構だと思いますので確認事項ということでお聞きしたいと思います。

議長（坂本部会長）：吉田主事。

事務局（吉田主事）：ただいまの確認事項につきましてお答え申し上げます。第3期計画におきましては、認知症対応型通所介護の整備について、通所介護から120床定員をシフトするという形で計画上では見込んでおりまして、実際整備する段階では、事務局側から保険料に影響することによって12床から10床にしてくださいというお願いはしてございません。基本的に事業

者側からの申請に基づいて指定をしてございますので、結果、10床の事業所が5事業所、12床の事業所が1事業所ということで整備ということになってございます。以上です。

分枝委員：分かりました。この旨、私のほうからも伝えておきます。3事業所がその対象となるかと思えます。みなし指定ということで、平成18年4月から事業開始しておりますので。私のほうから、今の回答を伝えておきますので了解しました。以上です。

議長（坂本部長）：他に委員の皆様、何かございませんか。中村委員。

中村委員：介護保険の保険料必要額の算定の表の関連なんですけど、未定ですのでまだ見通しがつかないかも知れませんが、財政安定化基金の取崩し、これが決まった場合に例えば額によっては保険料とかに影響する可能性はあるんでしょうか。その辺をお伺いしたいんですが。

議長（坂本部長）：吉田主事。

事務局（吉田主事）：ただいまの質問について、保険料につきましてはすでに部会のほうで決定しております4,800円のままで変わらないと思います。県からの基金がいくらになるかまだ未定ということで、それがいくらになるか決定した時点で、給付費の将来足りなくなった部分について取崩すための財政調整基金の方に繰り入れるという方向で考えてございます。

議長（坂本部長）：他にございませんか。では、ないようですので(1)の第5期八戸市高齢者福祉計画については、案のとおりで決定いたしたいと思えますがよろしゅうございますか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：では、第5期計画は了承されました。次に、(2)の居宅サービス事業所の新設・廃止状況について、事務局から説明をお願いします。吉田主事。

事務局（吉田主事）：介護保険課の吉田と申します。座って説明させていただきます。議事の(2)居宅サービス事業所の新設・廃止状況につきまして資料の1ページをお開きください。こちらの表は、第4期・第5期計画期間内のサービス事業所増減実績及び現時点での見込について記載してございます。サービス内容は、訪問介護及び訪問看護、通所介護及び通所リハビリとなっており、第4期計画期間における開設及び廃止事業所、第5期計画期間における開設見込について、事業所名、所在地、法人名等を掲載してございます。なお、第4期計画期間及び第5期計画期間における今後の開設見込事業所については、網かけをしてございます。これらのサービスを含む居宅系サービス事業所の開設・増設につきましては、県に対し事業者から新規開設、増設相談があった場合は、第4期計画におけるサービス基盤整備の見込、給付費及び保険料等との関係から、市のほうに協議、情報提供をいただくよう年度当初をお願いをしており、当市に相談に来られた事業者には、先ほど申し上げました第4期計画期間におけるサービス基盤整備の見込等について御説明申し上げ、御理解を求めをお願いをしてきており、来年度以降についても御理解・御協力をお願いしたいと考えてございます。本日お示ししている表の中で、当市におけるサービス事業所の開設見込について網かけの部分となっておりますが、今後のサービス事業所の開設・増設も含めまして、給付費ひいては保険料へ与える影響を注視してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長（坂本部長）：ただいまの説明に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。では御意見・御質問ないようでございますので、ただいまの事業所の新設・廃止状況についての説明は了承したものと取り扱います。次に、議事の(3)、地域密着型サービス事業所の指定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大里主査）：介護保険課の大里と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。お手元の資料の(3)地域密着型サービス事業所の指定についての1ページを御覧ください。資料にありますとおり、6事業所が指定予定となっております。事業所名は、表の上から、1小規模多機能ホームほっとハウス、2小規模多機能ホームにいだ、3小規模多機能型居宅介護事業所サンシャイン、4りんごっこ寿楽荘、5修光園サテライト、6ハピネスやくらとなっております。表の1から4までの4事業所が小規模多機能型居宅介護事業所、5と6の2事業所が地域密着型介護老人福祉施設となっております。表の下の※印のところに記載しているとおり、1から5までの事業所が第4期計画で整備を予定していた事業所、6の「ハピネスやくら」については、昨年、国の基準が一部改正されたことに伴い、ユニット型部分とそれ以外の従来型部分をそれぞれ別指定することとなったため、定員29人以下の従来型部分を地域密着型サービス事業所として指定するものです。以上です。

議長（坂本部長）：ただいま説明をしていただきましたが、御質問・御意見ございますでしょうか。4期計画の中で承認したものが立ち上がって来たということでございます。よろしいですか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：では、了承いただいたものとして取り扱います。次に、(4)の介護予防支援業務委託事業者の承認について、説明をお願いします。

事務局（木村主事）：高齢福祉課の木村です。説明いたします。(4)介護予防支援業務委託事業者の承認についてという資料を御覧ください。今回御審議いただきたいのは、【1】にあります社会福祉法人愛桂会ひばりの里居宅介護支援事業所の1事業所です。給付管理者数については、【2】のとおりとなっております。職員は、常勤、専従の3名の職員がおりまして、経験年数、受持利用者数等は御覧のとおりです。この事業所を含めると、委託事業所数は67事業所、委託可能見込み数は1038件となる予定です。説明はこれで終わります。

議長（坂本部長）：ただいまの説明、よろしゅうございますか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：では、介護予防支援業務委託事業者の承認については、了解をいただいたものとして取り扱います。今、1から4まで終わったわけではありますが、その他何かございますでしょうか。

分枝委員：サービス付き高齢者向け住宅の資料の中に、24年度からの申請から事業着手までということで、23年度と違うことは市を経ないで直接県に登録申請ができるということと、後に県から市が通知を受けるということ。それから、先ほど4期計画の実績と、通所介護・訪問介護の事業所が見込まれたんですけども、これについても私が言いたいのは、地域密着型サービスは市に権限があるんですけども、もっと全体的なものをですね、県のほうよりも市のほうにもうちょっと権限をいただくような仕組みにしていくべきではないのかなと私は思うんです。県のほうは、申請が上がってくれば審査して認可はしますが、はっきり県は十分把握していないというのが現実だと思います。やっぱり地元、八戸密着型と考えればもう少し県のほうも、システムはこうなっていたとしても、県とのコミュニケーションは十分とれているとは思うんですけども、今後、我々八戸市としても県に対して事前の協議とか権限とかもう少し市町村のほうに与えていただくような取組が今後必要じゃないのかなと。そうしないと、我々ここで

いろいろ議論していても、保険料は別なところでどんどん上がっていくような仕組みではないのかなというふうに思うんですけれども。あくまで意見ですので今後のですね、どうなんでしょうか。

議長（坂本部長）：私も、先ほどの嶋森さんのほうからの説明のサービス付き高齢者向け住宅の中で、4の具体的なサービス内容の2つ目の丸のところ、医療・生活支援サービス云々が提供・併設されている場合がありますというようなこともあるんです。だから、有料老人ホームもそうです。我々が計画しているときに、何円ということで積み上げてせっかく4800円となっているんですが、分枝委員も言うように、ここには来ないで後からどんどんサービスだけやっていくから、かなりの計画してないお金が出ていっています。法律では届け出だけで保険者である八戸市を無視してやれるという方向に対して、そうなら勝手にこの予算使わないでやってくださいと言いたいです。部会長がそこまで言うのであれば、4800円で苦勞して決めた1人としては、そういう気持ちは持っています。

事務局（日山課長）おっしゃるとおりです。地方分権における条例改正も来年度からスタートしますけれども、これがどの程度保険者に権限を持たせてくれるものか見守りながらちょっと強く訴えていきたいとは思っております。財布はこっちで持っているんだけど、使う人は他にいるというこのシステムが、どうも地域主権の哲学に合わないんじゃないかと。私も3年間財布を握ってみてつくづくそう思います。ありがとうございました。

議長（坂本部長）：断れないというのが言えます。かつてグループホームがスタートしたときに、市の介護保険課長が柳町さんのときに、同じように県に届け出て権限が全然市になく、そしてこの部会でおかしいって意見を上げて。ぜひその辺を行政のほうから上げたほうがいいと思うし、ここで決議ということもあるでしょうか。ただ、みんなの思いはそうだと思います。4800円はこれだともう守れないと思います。

千葉委員：よろしいですか。今のお話の水を差すつもりはありませんが、私もサービス付き高齢者向け住宅の事業をやっておりますので、ちょっと誤解があるかなと。本来的には、ただの老人向けアパートに対して訪問介護等がサービスを提供する、あちこちに在宅でおられる方に訪問介護を提供するのと、1か所にいるのとというだけですから。そこに住まなければ、他のところで訪問介護サービスの提供を受けていることになるので、イコールサービス量が増えるというような話はどうも誤解があるのではないかなと。そのアパートに住んでいないで、別の在宅に住んでいて訪問介護を受ける。その人が、そのアパートに移って来て、そういう人たちが住みやすいアパートを作って、必要であれば訪問介護を外から受けるということですから、総量としては変わらないというのが考え方だと思うんですけれども、新たなサービスが作られたように思われているのはどうかなと思います。決して指定を受けている有料老人ホームとかそういうものとはちょっと違うので、どちらかと言うと今までの高齢者専用賃貸住宅とか、ある意味有料老人ホームをこの法律によって一つの形にずっと集約していくためにできているサービスですから。従来そこにあるサービスの提供量はもともとあるものだという考え方なんだろうと思います。それによって増えるとか、新たにニーズを作ったということではなくて、もともとあるニーズに対して提供が行われているという考えなので、即座に増えて影響するというわけではないのではないかなと。

議長（坂本部長）：そういう意見もあるでしょうが、住宅ができたことによるサービスの新

たに始まってくるといのがあってそのところが全然、届け出と言うのか、こっちが知らないでいるのが結構あるもので、建てられた経緯によっていろいろ違うようです。そのところが、最初からある部分をというのだけではないようですから、量が一緒ってというようなことじゃなくて現実増えて来ていますので。

千葉委員：分かりますが、現実増えるのは、つまり在宅でも介護サービス量は増えていくので。人が変わるわけじゃない、人が増えるわけじゃないということですし、それから、その介護サービスを提供するために、新たに事業体ができてその事業体が介護サービスを提供することで、増やしているのではないのだと思います。ですから、むしろそれではなくて、介護サービスを地域密着で指定しているのは八戸市です。だから、そちらのほうを提供していくのであって、提供を受ける側のほうは、同じ市民でどこに住んでいようと、つまりこのサービス付き住宅に住んでいようと自分で一軒家に住んでいようと同じ人の数なんですね。それが移るだけですから。提供するの、サービス事業所の指定の問題なんだと思います。

議長（坂本部会長）：理屈としてはそうなんでしょうけれども、実際に事業をやろうとしている人の経営方針によっての動きがあるものだから、その建物が建つ段階で今度このくらい見込まなければならぬと分かってやるのと、後からできましたからってやったらドーンと増えるというのが今までの例です。そういうのが今あっての話だろうと、私も常々それは考えていましたので。

千葉委員：お話のことも、危惧も分かります。以前、有料老人ホーム等とかそういうようなものが増えて、むしろそっちのほうのどの程度どうだったかというのが、何がどこでどう行われているのか分からないまま、大変増えたという経緯があります。ですから、そういうことから言えば、むしろそこもきちんと登録制にして質の担保を図らせるというのが今の国土交通省と厚生労働省の施策です。

議長（坂本部会長）：有料老人ホームのほうもですね。

千葉委員：本来ですと私がむしろ聞きたいのはこれから先、ここでいう有料老人ホームの方々もサービス付き住宅のほうに移行しなければならなくなってくるんだと思うんですが、その辺のところはこの先どうなるんでしょうねということのほうの危惧を持っているということです。

議長（坂本部会長）：有料老人ホームのほうメインだと大変だということなんですね。

千葉委員：そうだと思います。いろいろ御心配はあるんですけども、新たな施設ができ上がるというイメージではなくて、事業所としてはたぶん増やす増やさないの話にはなると思います。だから、そこに併設した事業所ができ上がるとかですね、そうした場合にそれを指定するか指定しないかは八戸市の権限になってくるわけですから、その有料老人ホームなりサービス付き高齢者住宅を建てる建てないというところにはちょっと馴染まない。そういうのを規制するとかですね、意見を言うとかいうのはちょっと馴染む話ではないんじゃないかなと。分けてはつきり考えていく必要はここにはあるのだろうというふうに思います。

議長（坂本部会長）：財政調整基金から12億つぎ込んで4800円にしましたから、6期計画は立てれるんだろうかと。5千円を超えて6千円になってもいいという市民の理解が得られればいいんでしょうけれども、これ以上だったらすごい。今やってみてなんとか今回4800円に抑えましたが財源のことを考えればですね。

千葉委員：部会長はその考え方なんだろうけれども、利用する人たちが自然増していく分につ

いては、むしろそういう人たちにサービスを絞るということになると、サービスの提供を絞る話になってきちゃうので。施設等は確かに直接的に響いてきます。ですから、そういったようなものについて、当然そこで働く人の人件費等の問題も出てきますけれども、訪問介護等はサービスを必要としている人たちがいる意味在宅で受けるわけですから、それが受けられなくなってしまう。増やしても、要はそれを使う人たちが増えていかない限りは別に増えないです。事業所がいくらあっても、お客さんがいなければその事業所が赤字になるだけで。ただ問題は、お客さんである在宅で使う方々が増えていくということは、これは制限をして絞れる話では難しいんじゃないかなど。使う側のほうとしては、介護保険で認定を受けて認定を受けた分で自己負担をして介護保険を使う。これは保険制度として保障されているものなので、そこを絞るような形での論議はあまりいい方向ではないと思うんです。保険料の件もありよく分かっていますけれども。ただ、在宅で介護を必要としている人たちが介護保険を使えないというような、現状ではとりあえずどこに頼んでもちゃんと訪問介護の人が来てくれる。そこがいっぱいになって困るという状況ではないと思うんですが、それを頼んだけれども、何か月待ちになっているとか、今必要な訪問介護がヘルパーさんが来てもらえないとかいうような状況というのは、制限できないんじゃないかなというふうに思うということです。

議長（坂本部長）：負担と給付の難しいところで、どこで線を引くか、どこで市民が納得してもらえるかということになるので、そここのところが今回部会を7回やってみて、毎回毎回悩ましい問題でした。全部議事は終わっていますのであれですけれども。

千葉委員：終わってからの意見ということ。

議長（坂本部長）：もっともっとサービスを増やせばよかったんでしょうけれども、あれも制限かかったこれも制限かかったって言われているのは確かです。しかし、やっぱり5500円で良かったのかというふうになると、払う側からすると7段階ですから、5000円超えれば7段階の人は1万円です。夫婦だと2万円ですから、そういう方々の声も聞くと、非常に毎回針のむしろというような気持ちです。

千葉委員：サービス付き高齢者住宅の話、今までの介護保険施設とイコールのように同じ土俵で論ずるのはどうかと思ったのでお話申し上げただけで、本来的にはこれから増えていく高齢者の方々の生活、一人暮らしとか生活が段々大変になる方々について、安全安心な住まいを提供しようというのが大きな施策の柱なので、イコール介護保険をとるところにはないんです。もちろんその中で、訪問介護を必要としている人たちが介護保険の認定をとって使われる分には構わないんですけれども、それ以外は本来有料サービス、個人の自己負担によって成り立っているものですから。

議長（坂本部長）：みんな千葉委員のように思ってください。経営者だけだったらいいんですけれども、やっぱりそうでないところが建てたものが現実にあるものだから、要するに介護保険の認定とらせたほうがいいよという、市民からそういう声が聞こえてくるものですから。

千葉委員：その辺のところは、県がではなくてこちら側の市のほうのコントロール化にあるわけで、訪問介護等の行ってる側のほうからきちんとした指導ができるのではないかなというふうに私は思うんです。

事務局（日山課長）：実態は5300円の保険料なんです。それを12億円使って4800円に抑えているだけであって、6期の計画立てるとき、まず5300円からスタートしなければならないという



ことは認識しておいていただきたいと思います。

議長（坂本部長）：そこなんです。5300 円から6期目はスタートです。その他で分枝委員からありました。他にございませんか。まあ実のある5期計画の反省会みたいなものを含んでのことでございますから。それでは他にないようでございますので、最後に日山課長から委員の皆様にご挨拶をいただきたいと思います。

事務局（日山課長）：それでは、一言お礼の御挨拶を申し上げます。今年度、介護・高齢福祉部会は7回の開催となりました。委員の皆様方には、熱心に審議していただきありがとうございました。3月の市議会には介護保険条例改正案を上程し、4月から第5期計画がスタートすることになります。委員の皆様方には、来年度も第5期計画の進捗状況等について審議していただくこととなりますのでよろしくお願いたします。国民の消費支出調査によりますと、年齢が増すごとに介護保険料・医療保険料を含めた介護・医療費の支出が増加していることが分かります。私どもも計画案の124ページから126ページに記載されておりますとおり、税金と保険料で賄われる介護給付の適正化をより一層充実させるなど、市民に支持していただけるよう計画を適切に実施してまいりたいと思っております。それでは、簡単ではございますが委員の皆様のご尽力・ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも八戸市の高齢者福祉行政について御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

事務局（榊原主幹）：それでは、これもちまして第7回介護・高齢福祉部会を閉会いたします。